

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日  
に当たるときは、  
その翌日)

## 告 示

### 鳥取県告示第六百七十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定（保険課）
- 国民健康保険法による療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされるもの（〃）
- 国民健康保険医等の登録があつたものとみなされるもの（〃）
- 鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額の一部改正（労政・能力開発課）
- 土地改良区の役員の就退任（五件）（農村整備課）
- 土地改良事業の変更認可申請の適否の決定（〃）
- 保安林の指定の解除（森林保全課）
- 内水面における共同漁業の免許の内容たるべき事項等（水産課）
- 開発行為に関する工事の完了（三件）（都市計画課）
- 公有水面の埋立ての免許（港湾課）
- ◇ 選挙告示 選挙管理委員会の招集

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人恩賜財団済生会支部鳥取県済生会米子診療所	米子市錦町一丁目八	平成五年八月一日
医療法人社団山口外科医院	米子市夜見町二七八六―四	〃
関金町国民健康保険診療所	東伯郡関金町大字堀一七五七一―	〃
西伯町国民健康保険西伯病院	西伯郡西伯町大字倭三九七	〃
大山町国民健康保険大山診療所	西伯郡大山町今在家四七五	〃

日野郡厚生農業協同組合連合会 日野病院	日野郡日野町根雨七三〇	"
入沢医院阿毘縁診療所	日野郡日南町阿毘縁一三〇七	"
馬淵歯科医院	鳥取市西町四丁目三一九	"
清水歯科医院	岩美郡岩美町大字浦富一〇三五 一〇二	"
都橋歯科医院	八頭郡智頭町大字智頭一六五六	"
中尾歯科医院	八頭郡若桜町大字若桜二七七	"
田中歯科医院	気高郡気高町大字勝見六七三 一四	"
入沢歯科医院	西伯郡西伯町大字阿賀一四八	"
矢田貝歯科医院	日野郡日野町黒坂一四五〇	"
安藤歯科医院	日野郡日野町黒坂一三九〇	"
枝原歯科診療所	日野郡日野町根雨六五六一一	"
増原歯科医院	日野郡日野町根雨三四三一一	"
やまね長生堂薬局	鳥取市片原四丁目一四一	"
山本薬局	鳥取市行徳は四二五	"
鳥取中央薬局	鳥取市末広温泉町三六二	"
有限会社キンタカ淀江店	西伯郡淀江町大字西原一一八 八一五	"

もとむら眼科 院	鳥取市湖山町東五丁目五〇四 一七	平成五年八月二日
ますだ耳鼻いん こう科	倉吉市歌経寺町二四五	"
百村歯科医院	八頭郡若桜町大字若桜二九九	平成五年八月十五日
レモン薬局	西伯郡西伯町大字東町六一	平成五年八月二日
法橋薬局	米子市明治町二〇一	平成五年八月十五日

鳥取県告示第六百七十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第三項の規定に基づき、療養取扱機関の申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	申出の受理があったものとみなされる年月日
谷本歯科	鳥取市湖山町東五丁目五〇四 一一八	平成五年七月一日
薬局レセータ	米子市中島三九一一	"

有限会社こやま  
薬局東支店

鳥取市湖山町東五丁目五〇四  
一二〇

平成五年七月二日

鳥取県告示第六百七十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第四項の規定に基づき、国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録があつたものとみなされる年月日
池田光之	鳥国医第四、七四一号	平成五年六月十四日
中畑信一	鳥国函第六二二号	〃
森田親二	鳥国医第四、七四二号	平成五年六月二十一日
李和子	鳥国薬第八五〇号	平成五年六月七日
山上敦子	鳥国薬第八五二号	平成五年六月十四日

鳥取県告示第六百七十五号

平成四年二月鳥取県告示第九十三号（鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額について）の一部を次のように改正する。

平成五年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の2中「及び単一等級」を、「三級、基礎一級、基礎二級及び単一等級」に改め、一の2の表中

石 材 施 工 パ ン 製 造	一万三千八百円
ファインセラミックス製品製 石 材 施 工 パ ン 製 造	一万三千八百円
機 械 製 麵 ハム・ソーセージ製造	一万三千八百円
製 麵 ハム・ソーセージ・ベーコン 製 造	一万三千八百円
製 麵 ハム・ソーセージ・ベーコン 製 造	一万三千元

を に、 を に、 を

表 い す 張 り 装

一万三千八百円

を

表 装

一万三千八百円

に改める。

鳥取県告示第六百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大山開拓名和町地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 増本 茂 西伯郡名和町大字高田一〇六七―二
- “ 古好 篁 好 西伯郡名和町大字高田二四三九
- “ 原 祥二郎 西伯郡名和町大字門前一〇四五
- “ 角 公邦 西伯郡名和町大字門前一三二
- “ 下嶋 三郎 西伯郡名和町大字門前六九一
- “ 荒松 信孝 西伯郡名和町大字門前七六六
- “ 伊藤 豊美 西伯郡名和町大字加茂三〇六四

就任した役員の氏名及び住所

平成五年三月三十一日退任

- “ 林中 弘光 西伯郡名和町大字加茂二二七〇―二
- “ 池口 鍊一 西伯郡名和町大字東坪二四九五―二
- “ 河村 貢太郎 西伯郡名和町大字東坪二四六三―四六
- “ 西吉 久 西伯郡名和町大字豊成二六〇六
- 監事 寺尾 寿雄 西伯郡名和町大字高田一九〇九
- “ 小林 隆雄 西伯郡名和町大字門前九九六
- “ 山上 登美明 西伯郡名和町大字加茂二〇三二
- 理事 増本 茂 西伯郡名和町大字高田一〇六七―二
- “ 坂本 勉 西伯郡名和町大字高田二五六九
- “ 原 祥二郎 西伯郡名和町大字門前一〇四五
- “ 角 公邦 西伯郡名和町大字門前一三二
- “ 下嶋 三郎 西伯郡名和町大字門前六九一
- “ 荒松 信孝 西伯郡名和町大字門前七六六
- “ 船越 虎治 西伯郡名和町大字加茂三二〇四
- “ 林中 弘光 西伯郡名和町大字加茂二二七〇―二
- “ 池口 鍊一 西伯郡名和町大字東坪二四九五―二
- “ 河村 貢太郎 西伯郡名和町大字東坪二四六三―四六
- “ 松本 政明 西伯郡名和町大字豊成二六二二
- 監事 寺尾 寿雄 西伯郡名和町大字高田一九〇九
- “ 小林 隆雄 西伯郡名和町大字門前九九六
- “ 山上 登美明 西伯郡名和町大字加茂二〇三二

平成五年四月一日就任 任期二年

鳥取県告示第六百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり稲光井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 杉谷 健一 西伯郡大山町平二六七
- 角田 豊 西伯郡大山町神原一七一
- 高虫 開平 西伯郡大山町中高二八
- 岡田 輝伸 西伯郡大山町神原二一九―二
- 瀬尾 正 西伯郡大山町野田一六
- 山根 哲郎 西伯郡大山町唐王六四四
- 河本 實 西伯郡大山町清原一三六
- 山内 正一 西伯郡大山町妻木六八二
- 金川 豊 西伯郡大山町稲光六
- 本多 明 西伯郡大山町稲光八六
- 諸遊 皎 西伯郡大山町上万五九四
- 福見 和正 西伯郡大山町上万五

田中重昭 西伯郡大山町莊田六四二  
平成五年五月四日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 牧 美敏 西伯郡大山町平三一〇
  - 角田 豊 西伯郡大山町神原一七一
  - 高虫 輝雄 西伯郡大山町中高二六
  - 岡田 輝伸 西伯郡大山町神原二一九―二
  - 山根 哲郎 西伯郡大山町唐王六四四
  - 瀬尾 正 西伯郡大山町野田一六
  - 河本 實 西伯郡大山町清原一三六
  - 本多 明 西伯郡大山町稲光八六
  - 高見 盛隆 西伯郡大山町稲光五一―一
  - 福見 和正 西伯郡大山町上万五
  - 諸遊 皎 西伯郡大山町上万五九四
  - 山内 正一 西伯郡大山町妻木六八二
  - 田中重昭 西伯郡大山町莊田六四二
- 平成五年五月五日就任 任期四年

鳥取県告示第六百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり光徳土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	林原繁康	西伯郡名和町大字豊成一〇一九
林原富三郎	西伯郡名和町大字豊成六五八	
上村和義	西伯郡名和町大字豊成一六〇一一	
二ノ宮守政	西伯郡名和町大字小竹六八一	
二宮順雄	西伯郡名和町大字豊成九三三	
濱崎弘道	西伯郡名和町大字東坪二二二	
中村公	西伯郡名和町大字小竹三九八	
徳永幹	西伯郡名和町大字倉谷五九七一一	
山下達雄	西伯郡名和町大字西坪一六五	
国本尚宏	西伯郡名和町大字西坪一四三	
監事	西山安治	西伯郡名和町大字西坪一三七
近藤義英	西伯郡名和町大字豊成九五四	
中西正夫	西伯郡名和町大字東坪八三五	
林原光輝	西伯郡名和町大字倉谷五一	
平成五年七月十三日退任		
就任した役員の氏名及び住所		
理事	林原繁康	西伯郡名和町大字豊成一〇一九
林原富三郎	西伯郡名和町大字豊成六五八	

上村和義	西伯郡名和町大字豊成一六〇一一	
二ノ宮守政	西伯郡名和町大字小竹六八一	
二宮順雄	西伯郡名和町大字豊成九二三	
濱崎弘道	西伯郡名和町大字東坪二二二	
中村公	西伯郡名和町大字小竹三九八	
徳永幹	西伯郡名和町大字倉谷五九七一一	
山下達雄	西伯郡名和町大字西坪一六五	
吉田春男	西伯郡名和町大字西坪一五四	
石谷弘義	西伯郡名和町大字東坪九一〇	
中西正夫	西伯郡名和町大字東坪八三五	
監事	西山安治	西伯郡名和町大字西坪一三七
吉村充寛	西伯郡名和町大字小竹三七七	
船越愛二郎	西伯郡名和町大字東坪一〇七九	
平成五年七月十四日就任	任期四年	

鳥取県告示第六百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり飯盛山土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 奥田 優 八頭郡佐治村大字津無三六〇

〃 西尾 文雄 八頭郡佐治村大字津無六六

〃 前田 寛文 八頭郡佐治村大字津無一〇八

〃 小谷 俊一朗 八頭郡佐治村大字加瀬木三八九

〃 西尾 明敏 八頭郡佐治村大字加瀬木一三四〇

〃 西尾 隆之 八頭郡佐治村大字津無四七九

〃 下石 讓 八頭郡佐治村大字畑二三八

監事 中谷 庄治 八頭郡佐治村大字高山六一

〃 西尾 洋一郎 八頭郡佐治村大字津無四五四

〃 谷上 正樹 八頭郡佐治村大字余戸三九九

平成五年六月二十八日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 奥田 優 八頭郡佐治村大字津無三六〇

〃 西尾 文雄 八頭郡佐治村大字津無六六

〃 前田 寛文 八頭郡佐治村大字津無一〇八

〃 小谷 俊一朗 八頭郡佐治村大字加瀬木三八九

〃 西尾 明敏 八頭郡佐治村大字加瀬木一三四〇

〃 西尾 隆之 八頭郡佐治村大字津無四七九

〃 下石 讓 八頭郡佐治村大字畑二三八

監事 中谷 庄治 八頭郡佐治村大字高山六一

〃 西尾 洋一郎 八頭郡佐治村大字津無四五四

〃 谷上 正樹 八頭郡佐治村大字余戸三九九

平成五年六月二十九日就任 任期三年

鳥取県告示第六百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米子市石州府土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 野坂 松衛 米子市石州府四三三

〃 高橋 定 米子市石州府四四三

〃 坂根 喜之 米子市石州府四二〇

〃 野坂 友次 米子市石州府四五四

〃 高橋 順 米子市石州府四二一

〃 山本 聰明 米子市石州府四一六

〃 大前 広光 米子市石州府四二二一

〃 角田 実 西伯郡岸本町押口一一〇

〃 金澤 昭正 西伯郡岸本町押口一二二

〃 井上 繁美 西伯郡岸本町押口一一三

〃 神庭 武志 西伯郡岸本町押口一〇二

監事 梅林 喜男 米子市石州府四四一

” 高橋博隆 米子市石州府四三五  
 ” 西澤道幸 西伯郡岸本町押口一六六  
 平成五年七月二十六日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 野坂松衛 米子市石州府四三三  
 ” 高橋定 米子市石州府四四三  
 ” 坂根喜之 米子市石州府四二〇  
 ” 野坂次雄 米子市石州府四四八  
 ” 高橋順 米子市石州府四二一  
 ” 山本聡明 米子市石州府四一六  
 ” 大前広光 米子市石州府四二二一  
 ” 角田実 西伯郡岸本町押口一一〇  
 ” 金澤昭正 西伯郡岸本町押口一一二  
 ” 井上繁美 西伯郡岸本町押口一一三  
 ” 神庭武志 西伯郡岸本町押口一〇二  
 監事 梅林喜男 米子市石州府四四一  
 ” 高橋博隆 米子市石州府四三五  
 ” 西澤道幸 西伯郡岸本町押口一六六  
 平成五年七月二十七日就任 任期四年

鳥取県告示第六百八十一号

日野町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）奥渡地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年八月二十三日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。



平成五年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字関金宿字本谷二三九三の四、二三九三の五

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第六百八十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定に基づき、内水面における共同漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成五年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 1 公示番号 内共第一号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類

漁業の名称

漁業時期

第五種共同漁業 あゆ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

こい漁業

にじます漁業

やまめ漁業

あまご（降海性あまごを

含む。）漁業

いなな漁業

(二) 漁場の位置 鳥取市、岩美郡国府町並びに八頭郡郡家町、船岡町、河原町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村及び智頭町

(三) 漁場の区域 次の基点第一号とアを結ぶ線から上流の千代川本流及びその支流

基点第一号 鳥取市浜坂字東浜一三九〇―二八五の千代川右岸の河川堤防に設置した標識

ア 基点第一号から二六〇度の線と千代川左岸との交点

川堤防に設置した標識

3 制限又は条件 なし

4 免許予定日 平成五年九月一日

5 申請期間 平成五年八月二十日から平成五年八月二十四日まで

6 関係地区 鳥取市、岩美郡国府町並びに八頭郡郡家町、船岡町、河原町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村及び智頭町

7 存続期間 免許の日から平成十五年八月三十一日まで

二 1 公示番号 内共第二号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類

漁業の名称

漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
"	こい漁業	"
"	にじます漁業	"
"	やまめ漁業	"
"	あまご(降海性あまごを 含む。)漁業	"
"	いなな漁業	"
(一) 漁場の位置	倉吉市並びに東伯郡羽合町、三朝町、関金町及び北条町	
(二) 漁場の区域	次の基点第二号と基点第三号を結ぶ線から上流の天神川本流及びその支流	
基点第二号	東伯郡羽合町大字長瀬字池端二〇三三―六地先の長瀬排水樋門上流端	
基点第三号	東伯郡北条町大字江北字灘際二九〇五―二八の東新田場排水樋門上流端	
3 制限又は条件	なし	
4 免許予定日	平成五年九月一日	
5 申請期間	平成五年八月二十日から平成五年八月二十四日まで	
6 関係地区	倉吉市並びに東伯郡羽合町、三朝町、関金町及び北条町	
7 存続期間	免許の日から平成十五年八月三十一日まで	
三 1 公示番号	内共第三号	
2	免許の内容たるべき事項	

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業		一月一日から十二月三十一日まで
"	こい漁業		"
"	にじます漁業		"
"	やまめ漁業		"
"	あまご(降海性あまごを 含む。)漁業		"
"	いなな漁業		"
(一) 漁場の位置	米子市、西伯郡西伯町、会見町、岸本町及び日吉津村並びに日野郡日南町、日野町、江府町及び溝口町		
(二) 漁場の区域	次の基点第四号とアを結ぶ線から上流の日野川本流及びその支流		
基点第四号	西伯郡日吉津村大字富吉一三三二―四地先の海岸保全施設上に設置した標柱		
ア 基点第四号から二九七度の線と日野川左岸との交点			
3 制限又は条件	なし		
4 免許予定日	平成五年九月一日		
5 申請期間	平成五年八月二十日から平成五年八月二十四日まで		
6 関係地区	米子市、西伯郡西伯町、会見町、岸本町及び日吉津村並びに日野郡日南町、日野町、江府町及び溝口町		
7 存続期間	免許の日から平成十五年八月三十一日まで		
四 1 公示番号	内共第四号		

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業 採藻漁業 一月一日から十二月三十一日まで

第五種共同漁業 せいご漁業 十一月日まで

こい漁業

ふな漁業

うなぎ漁業

わかさぎ漁業

しらうお漁業

えび漁業

えび漁業

(二) 漁場の位置 鳥取市

(三) 漁場の区域 鳥取市賀露町と同市湖山町東二丁目との境界から上

流の湖山川、湖山池並びに鳥取市六反田及び金沢の金六橋下流端か

ら下流の湖山川

3 制限又は条件 なし

4 免許予定日 平成五年九月一日

5 申請期間 平成五年八月二十日から平成五年八月二十四日まで

6 関係地区 鳥取市

7 存続期間 免許の日から平成十五年八月三十一日まで

五 1 公示番号 内共第五号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種共同漁業 採藻漁業 一月一日から十二月三十一日まで

せいで漁業

こかい漁業

第五種共同漁業 こい漁業

ふな漁業

ぼら漁業

せいご漁業

うなぎ漁業

わかさぎ漁業

しらうお漁業

えび漁業

(二) 漁場の位置 東伯郡羽合町及び東郷町

(三) 漁場の区域 東伯郡羽合町大字橋津字濱屋敷及び大字長瀬字池端

の羽合大橋下流端から上流の橋津川、東郷池並びに東郷町大字引地

字向川尻及び字小橋の東郷橋下流端から下流の東郷川

3 制限又は条件 なし

4 免許予定日 平成五年九月一日

5 申請期間 平成五年八月二十日から平成五年八月二十四日まで

6 関係地区 東伯郡羽合町及び東郷町

7 存続期間 免許の日から平成十五年八月三十一日まで

鳥取県告示第六百八十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年十一月二十二日 鳥取県指令受鳥土維第三百七十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市正蓮寺字フケ

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡国府町分上二丁目二五五

株式会社サンマート

代表取締役 岩崎八郎

鳥取県告示第六百八十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年五月十日 鳥取県指令受鳥土維第七十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉成字内記田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市瓦町三五一

株式会社湖東商事

代表取締役 森本和夫

鳥取県告示第六百八十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年七月二十七日 鳥取県指令受都計三一二第六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市三軒屋町字島屋西

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市三軒屋町二四八五一四

福井直人

鳥取県告示第六百八十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成五年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許の日

平成五年八月十七日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県  
鳥取県知事 西尾邑次  
鳥取市東町一丁目二二〇

三 埋立区域

(一) 位置

西伯郡中山町岡字濱八〇から八二まで並びに塩津字西浪入五五〇―一から五五〇―三まで、五五二―一から五五二―三まで及び二六一に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から⑫の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑬の地点と⑭の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 逢坂港東防波堤灯標（北緯三五度三一分三九秒、東経一三三度三三分五九秒）から一五九度一九分一六秒、一七一

・五七メートルの地点

②の地点 ①の地点から一五四度〇六分二一秒、一九・七六メートルの地点

③の地点 ②の地点から六四度〇六分二一秒、六〇・〇〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から一五四度〇六分二一秒、八・九〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二二七度二四分一四秒、二六・一〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二三三度五三分五七秒、二五・四〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から二四七度三二分二一秒、二五・〇四メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二五八度四〇分三八秒、二五・八三メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から二七二度一四分二一秒、二九・七三メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から三三四度〇六分二一秒、二一・九八メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から六四度〇六分二一秒、七・九三メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から一五四度〇六分二一秒、三・三四メートルの地点

(三) 面積

⑫の地点 ⑪の地点から一五四度〇六分二一秒、三・三四メートルの地点

三、一八四・一〇平方メートル  
四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

西伯郡中山町岡字濱八〇から八二までに接する国有地及びその地先公有水面、塩津字西浪入五五〇―一から五五〇―三まで、五五二―一から五五二―三まで及び五五三に接する国有地並びにその地先公有水面並びに塩津字西浪入一二六一及びその地先公有水面

(二) 区域

次の⑦の地点から④の地点までを順次に直線で結んだ線及び④の地点と⑦の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

⑦の地点 逢坂港東防波堤灯標（北緯三五度三一分三九秒、東経一

三三度三三分五九秒）から一〇九度三〇分一七秒、一六〇

・三三メートルの地点

①の地点 ⑦の地点から一五四度〇六分一秒、一二二・〇〇メー

トルの地点

②の地点 ①の地点から二四四度〇六分一秒、一四四・〇〇メー

トルの地点

⑤の地点 ②の地点から二六五度四六分一秒、六七・八〇メー

トルの地点

④の地点 ⑤の地点から三三四度〇六分一秒、一二八・〇〇メー

トルの地点

⑧の地点 ④の地点から一九度〇六分一秒、一二四・四四メー

トルの地点

(三) 面積

三八、一五三・二四平方メートル  
五 埋立地の用途  
ふ頭用地

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十八号

平成五年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成五年八月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一日時 平成五年八月二十四日（火） 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室

三 議題 平成五年度明るい選挙推進月間事業について